平成３０年（フ）第３６３号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番50－４号
債務者　吉田　宏男
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９４号
千葉県我孫子市湖北台５丁目３番18号
債務者　横山　　梓
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４６９号
名古屋市中区大須１丁目21番49号　柴田ビル301号
債務者　横井　千鶴
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７２号
名古屋市港区土古町２丁目22番地　新土古荘４棟404号
債務者　濱田　翔太
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５３号
名古屋市名東区藤森１丁目62番地　三和荘206号
債務者　日比友佳子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７２７号
愛知県知多市にしの台４丁目12番地の６　小西荘Ｂ－２
債務者　竹谷　紗織（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７６号
愛知県長久手市喜婦嶽801番地　フォレストメゾン長久手南103号室、従前の住所愛知県瀬戸市平野１丁目４番地の１
債務者　大浦　弘樹
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２６号
名古屋市西区江向町６丁目56番地　フォーシーズンズ203号、従前の住所名古屋市中村区那古野１丁目38番13号　スズムラビル３Ｂ号
債務者　田中　信夫
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２７号
名古屋市西区江向町６丁目56番地　フォーシーズンズ203号、従前の住所名古屋市中村区那古野１丁目38番13号　スズムラビル３Ｂ号
債務者　田中三津代
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４０号
熊本県宇土市松山町2646番地１
債務者　北野　亜矢
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４５号
熊本県菊池郡大津町大字室541番地１　パークハイム大丸Ｇ　202号
債務者　瀬井　勝政
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５５９号
名古屋市昭和区御器所１丁目１番19号　エッフェル鶴舞66　607号、従前の住所名古屋市瑞穂区竹田町３丁目22番地　ドール滝子303号
債務者　内田　俊行
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６６号
愛知県津島市藤浪町１丁目17番地２　津島団地６棟304号、従前の住所愛知県津島市良王町１丁目９番地
債務者　鈴木　廣重
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３２号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘28棟104号、従前の住所名古屋市天白区一つ山５丁目52番地の１　コーポ一つ山101号
債務者　灘　　祐司
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９０号
北海道中川郡幕別町緑町５番地の38　町営新緑町西団地２号棟13号室
債務者　本内　美雄
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係